

令和8年度フレイル予防啓発事業業務委託 仕様書（案）

1 事業の目的

高齢者が「フレイル※」を知り、自ら予防に取り組むことで健康寿命を延ばすことができるよう、高齢者およびその周囲の幅広い世代に対して、企業等と連携・協力する等、多様な手法を活用してフレイル予防の普及啓発を行い、市民全体のフレイル予防の意識醸成を図る。

※加齢や病気により心身の活力が低下し、要介護になりやすい状態のこと

2 事業所管課

福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

高齢者およびその周囲の幅広い世代に対してフレイル予防の普及啓発を行うため、以下の業務を委託する

(1) 様々なツールを活用した市民啓発の実施

① 「フレイル予防ガイド※¹」等のリーフレットを活用した市民啓発の実施

下記対象者に対し、「フレイル予防ガイド」等の郵送を通じた啓発を実施するほか、各種リーフレットを活用した効果的な啓発手法について市へ提案すること。※²

対象者	リーフレット	ページ数・規格	対象数	期限	その他
高齢者	フレイル予防ガイド	6頁 A4、両面カラー、 上質紙	18,000	8月下旬 発送予定	◎個別郵送に伴う作業 ・フレイル予防ガイド、鑑文の印刷 ・宛名ラベル貼付 ・市が指定するものを同封し封入封緘 ・郵便局へ持込み ※封筒及び郵便料金は市が負担
市内 小学校 6年生	知ってる？ フレイル	4頁 A4、両面カラー、 上質紙	16,000	12月下旬 発送予定	◎各小学校への郵送に伴う作業 ・知ってる？フレイル、鑑文の印刷 ・教育委員会文書交換連絡室への持込 ※巡回文書連絡に係る手続きは市において実施

※¹ 福岡市が発行したリーフレット（令和7年9月発行）のこと。

【福岡市介護予防応援 WEB サイト】

リーフレットデータは、福岡市介護予防応援WEBサイトをご確認ください。

※² 「今から取り組む親のフレイル予防」（子世代）の印刷・配布等の手続きは、市において実施するもの



② LINEを活用した高齢者の健康づくり・フレイル予防に関する情報発信の実施

ア 概要

ICTを活用した情報発信に際し、フレイル予防をはじめとした高齢者の健康づくり関連情報について、公式LINEアカウントを作成のうえ、情報発信を行うこと。

イ 公式LINEアカウント※¹運用管理

○名 称：福岡100クラブ ゆるっと健康部

○対 象 者：福岡市内在住の概ね65歳以上の高齢者

○発信内容：高齢者の健康づくり関連情報^{※2}について、市と十分に協議のうえ、発信すること。

○発信時期：令和8年4月～令和9年3月末まで

○発信頻度：月2～3回程度^{※3}（平均）

- ※1 情報配信用として、月30,000通のメッセージを送付できるようなプランとすること
- ※2 高齢者の健康づくり関連情報の例示として、
「よかトレ実践ステーション（通いの場）」「福岡市高齢者元気づくり応援WEBサイト更新情報」
「福岡大学病院との連携事業に基づく動画配信情報」、市が実施する高齢者関連事業の情報など
- ※3 契約するプランの上限内で配信頻度を調整すること
なお、登録者数の増により配信頻度を保つことができない場合は、判明次第、市へ事前相談すること

③ 動画コンテンツの作成

フレイル予防の3要素「栄養・口腔」「運動」「社会参加」に関する動画コンテンツを作成すること。【3～5本程度】

なお、動画内容、構成等については下記を原則とするが、啓発効果の高いものとする観点から、動画の仕様については市へ適宜提案のうえ、概要を確定させること。

- ・出演者（講師）選定及び依頼
動画作成に際しては、市民がフレイル予防を実践する際に活用できるコメントや助言を付す構成とすること
なお、出演者の選定に際しては、事業者から市に提案し、最終的に市の承認を得ること
また、出演者の手配にあたっては、インターネットやLINE等による動画配信およびアーカイブ配信の承諾を得ること（仕様書承諾書（別紙）による配信承諾）
- ・動画（目安：1回10～15分程度）の構成企画
- ・動画撮影場所の手配
- ・動画の内容
フレイルの概要に関する動画は必ず作成すること
- ・市が指定するアプリ等と必要に応じて連携すること
- ・その他企画提案
継続してフレイル予防に取り組む仕掛け、効果測定ができるツール等があれば提案すること
- ・上記（1）②のLINEアカウントでの配信を行うこと。なお、福岡市介護予防応援WEBサイトへの掲載については、市と連携して行うこと

④ その他

①～③のほか、市民啓発に際して効果的なツールがあれば、その活用方法と併せて提案すること。

（2）企業等と連携した啓発の企画・実施

① スポーツクラブとの連携

ア 「行ってみよう！スポーツクラブ」の改定

「行ってみよう！スポーツクラブ」（令和7年9月発行）の掲載内容について、内容を改定すること。

対象者	ページ数・規格	対象数	期限	その他
高齢者	4頁 A4、両面カラー、 上質紙	10,000	6月下旬 発行予定	◎掲載スポーツクラブとの連絡調整 ・記事内容の連絡調整 ・スポーツクラブから任意に提供を受けた特典 内容の連絡調整(※) (※)市と連携し、連絡調整すること。

イ スポーツクラブ等企業と連携したフレイル予防啓発イベントの実施

「フレイル」の認知度を高め、市民がフレイル予防を身近な場所で実践することができるよう、下記のとおりイベントを実施すること。

○「運動」を通じたフレイル予防啓発イベントの実施【3回程度】

①アの連携スポーツクラブや市が提供する「よかトレ」「アクティブF」などの運動プログラムを活用する等によるイベントとすること

なお、「栄養・口腔」「社会参加」の要素を含むことについても検討すること

また、実施に際しては、イベント実施計画を事前に市へ報告・承認を得ること

② その他

フレイル予防の効果的な啓発のため、スポーツクラブに限らず、その他民間企業や市他部局で実施する事業との連携があれば、提案すること。

(3) その他の独自提案

上記(1)(2)以外に、リーフレット掲載のキャラクターの活用や福岡市介護予防応援WEBサイトの活用など、事業効果を高めるための独自提案があれば、企画・実施すること。

(4) 事業評価

事業の効果について評価を行うこと。

5 実績報告

- ・毎月報告書にて報告すること(様式任意)。
- ・報告の内容は、講座やイベントの実施概要等、市が指定するものとする。

6 その他留意事項

(1) 再委託の場合の協議

業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。

(2) 業務完了報告書の提出

業務終了後は、履行期間内の業務実績、効果測定結果等を記載した業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。業務実施時は、業務完了報告書作成を前提に写真等による業務記録を行っておくこと。

(3) 広報・啓発に関する配布物については、福岡市の「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」に基づき制作すること

(4) 制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は市に帰属する。

(5) その他業務の履行に際しては本仕様書に定めるもののほか、必要に応じて発注者と協議のうえ実施すること。